

富士油業株式会社に対する支援決定について

平成15年12月19日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
富士油業株式会社
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
富士興産株式会社
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見
意見なし
5. 事業所管大臣の意見
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成15年12月19日から
平成16年2月13日まで
7. 一時停止要請
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は非ガソリン油種に特化したニッチプレーヤーで、安定した顧客基盤、きめの細かい営業力に強みを持っており、コア事業の競争力は強いと判断できます。

しかし、対象事業者は過去の子会社の不動産融資の焦げ付きにより債務超過に至り、現状の信用不安を抱えたままでの自力再建は困難と考えられます。

よって、今回の支援により、金融機関・スポンサーの協調のもと信用不安を払拭し、事業再生計画を実行することで、十分に再生が可能と考えられます。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437